議案第71号

交野市地域生活支援事業等運営事業者選定審議会条例の一部を改正する条例について

交野市地域生活支援事業等運営事業者選定審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和5年11月29日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 所掌事務に障がい福祉サービスの運営事業者の選定等に関する事項を追加するとともに、審議会に臨時委員を置くことができる規定を追加したいため。

交野市地域生活支援事業等運営事業者選定審議会条例の一部を改正する条例案 交野市地域生活支援事業等運営事業者選定審議会条例の一部を改正する条例

交野市地域生活支援事業等運営事業者選定審議会条例(平成25年条例第6号)の一部 を次のように改正する。

題名を次のように改める。

交野市障がい福祉サービス及び地域生活支援事業運営審議会条例

第1条中「地域生活支援事業等運営事業者選定」を「障がい福祉サービス及び地域生活 支援事業運営」に改める。

第2条中「(平成17年法律第123条)」の次に「第5条の規定に基づく障がい福祉サービス及び同法」を加え、「運営事業者」を「事業内容及び運営事業者」に改める。

第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の 1条を加える。

(臨時委員)

第5条 第3条に規定する委員のほか、審議会に臨時委員若干名を置くことができる。

- 2 臨時委員は、審議会が調査及び審議する事項のうち、市長が必要と認めた特別の事項 について、議事に参与する。
- 3 臨時委員は、市長が任命する。
- 4 臨時委員の任期は、当該特別な事項の審議期間とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。